

## 「放課後等デイサービスガイドライン」構成案に対する意見書

特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会

代表理事 玉木 幸則

「障害児支援の在り方に関する検討委員会」において、障害児支援の一定の質を担保するために全国共通の枠組みの必要性が確認され、特に、支援の質に大きな開きがある「放課後等デイサービス」において早期のガイドラインの策定が求められています。「障害児通所支援に関するガイドライン作成検討会」が開催され、最初のテーマとして「放課後等デイサービスガイドライン」の検討が始まったことを歓迎します。

障害がある子どもの放課後支援は、共生社会の実現を目指す観点から、可能な限り一般の児童福祉施策において障害児の受け入れを進めることが重要であり、放課後等デイサービスも、一般的な子育て支援策を補完する「専門支援」と「後方支援」という位置づけのもと連携を重視する必要があります。

学齢期における「放課後」は、学校がない時間に、子どもたちが主体となって身近な地域の中で、家族や友人、あるいは一人遊びを中心に活動する自由度の高い活動です。

放課後等デイサービスは、学校でも家庭でもない「場所」、「人」、「活動」を通し、「放課後」の時間を有効に活用し、個人や集団で様々な活動にチャレンジすることにより、多くのことを学ぶ大切な場です。日本相談支援専門員協会は、「放課後等デイサービスガイドライン」策定にあたり、以下の事項について提言致します。

## (1) 放課後等デイサービスガイドラインの構成案(別添 1)について

- ① 「総則」「設置者・管理者向きガイドライン」「児童発達管理責任者向けガイドライン」「従事者向けガイドライン」という構成は、「保育所保育指針等」と比較すると今までにない斬新な構成だが、総則部分に各分野に共通する「基本的姿勢」や「基本活動」のみではなく、学齢期の放課後支援の必要性や意味を説明する項目(そもそも論)を、ガイドライン全体を規定する指針として十分に盛り込む必要がある。
- ② 障害のある子ども本人の最善の利益を第一義的に考え、障害のある子どもが、他の子どもや家族、地域社会から隔離されるようなことがないように配慮し、安易に、放課後等デイサービスに誘導することがないようにすべきである。
- ③ 「放課後等デイサービス」における障害児相談支援事業の位置づけを明確にし、相談支援専門員との連携の重要性を明確に示す必要がある。
- ④ 「放課後等デイサービス」を利用するための目的を明確にしたトータルプランとしての「障害児支援利用計画」の位置づけと、放課後等デイサービス計画(個別支援計画)との関係性を明確にし、連携の在り方について示す必要がある。
- ⑤ 放課後等デイサービスを利用するにあたり、安易にセルフプランに流れることがないように配慮すべきである。

(2) 第2回検討会の主な論点（別添2）の各項目について

1. 総則について

- ① （現時点での「後方支援」に関する書きぶり案）「放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブ等の一般施策を補完する「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、適切な事業運営を行うことが求められる」とあるが、「一般施策を補完し、学齢期の放課後の「専門支援」と「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、適切な事業運営を行うことが求められる」というに変更し、「専門支援」という表現を追加すべきである。
- ② 基本姿勢の部分に、「放課後等デイサービス」とは何かを、「自立支援と日常生活の充実ため指導・訓練」、「創作活動」、「地域交流の機会の提供」、「余暇の提供」と4つの活動から整理しているが、「そもそも論」を深める意味で、放課後等デイサービスの支援の視点と機能として、「4つの視点」（(1)学校でも家庭でもない「場所」、「人」「活動」、(2)本人主体、(3)遊びなどを通して、様々な活動にチャレンジする自立のための準備活動、(4)学齢期の放課後にしか学ぶことができない役割）と、「4つの機能」（(1)安心、安全な居場所の提供、(2)家庭養育の補完機能の提供、(3)幅広い年齢や発達段階に応じた活動の提供、(4)インクルーシブな視点での地域交流の提供）を明示すべきである。

2. 「設置者・管理者」「児童発達支援管理責任者」「従事者」向けガイドラインについて

- ① 「障害児支援利用計画」と「個別支援計画」との関係性と連携についての項目を追加し、障害のある子どもの将来へ向けた支援と、現時点で必要とされている「後方支援」「専門支援」などを明確にする必要がある。

3. 家族支援について

- ① 障害がある子どもの支援には、親権や家族関係性からの影響がとても大きい傾向にあるため、保護者を含めた家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整について重要性を明記すべきである。

以上